武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例(昭和34年3月武蔵野市条例第4号)の一部を 次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の 欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	(傷病手当金)	条の追加
	第5条の3 給与等(所得税法	
	(昭和40年法律第33号) 第28	
	条第1項に規定する給与等を	
	いい、賞与 (健康保険法第3	
	条第6項に規定する賞与をい	
	う。)を除く。以下同じ。)	
	の支払を受けている被保険者	
	が療養のため労務に服するこ	
	とができない場合(新型イン	
	フルエンザ等対策特別措置法	
	(平成24年法律第31号)附則	
	第1条の2に規定する新型コ	
	ロナウイルス感染症に感染し	
	たとき又は発熱等の症状があ	
	り当該感染症の感染が疑われ	
	るときに限る。以下同じ。)	
	は、その労務に服することが	
	できなくなった日から起算し	
	て3日を経過した日から労務	
	に服することができない期間	
	のうち労務に就くことを予定	
	していた日について、傷病手	
	当金を支給する。	
	2 傷病手当金の額は、1日に	
	つき、傷病手当金の支給を始	

める日の属する月以前の直近 の継続した3月間の給与等の 収入の額の合計額を当該3月 間の就労日数で除して得た額 (その額に、5円未満の端数 があるときはこれを切り捨 て、5円以上10円未満の端数 があるときはこれを10円に切 り上げるものとする。)の3 分の2に相当する金額(その 金額に、50銭未満の端数があ るときはこれを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数がある ときは、これを1円に切り上 げるものとする。)とする。 ただし、その額が健康保険法 第40条第1項に規定する標準 報酬月額等級の最高等級にお ける標準報酬月額の30分の1 に相当する金額 (その額に、 5円未満の端数があるときは これを切り捨て、5円以上10 円未満の端数があるときはこ <u>れを10円に切り上</u>げるものと する。)の3分の2に相当す る金額(その金額に、50銭未 満の端数があるときはこれを 切り捨て、50銭以上1円未満 の端数があるときは、これを 1円に切り上げるものとす る。)を超えるときは、当該 <u>3分の2に相当す</u>る金額とす る。

3 傷病手当金の支給は、令和 2年1月1日から規則で定め る日までの間に始めるものと し、その支給期間は、その支 給を始めた日から起算して1 年6月を超えないものとす る。

(傷病手当金と給与等との調 | 条の追加 整)

- 第5条の4 前条の規定にかか わらず、療養のため労務に服 することができない場合にお いて給与等の全部又は一部を 受けることができる者に対し ては、これを受けることがで きる期間は、傷病手当金を支 給しない。ただし、その受け ることができる給与等の額が 同条第2項の規定により算定 される額より少ないときは、 その差額を支給する。
- 2 前項に規定する者が、療養 のため労務に服することがで きない場合において、その受 けることができるはずであっ た給与等の全部又は一部につ き、その全額を受けることが できなかったときは傷病手当 金の全額を、その一部を受け ることができなかったときに おいてその受けた額が傷病手 当金の額より少ないときはそ の額と傷病手当金との差額を 支給する。ただし、同項ただ し書の規定により傷病手当金 の支給を受けたときは、その 額を支給額から控除する。
- 3 前項の規定により市が支給

(特例対象被保険者等に係る 国民健康保険税の課税の特 例)

第16条の2 保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所 属者が特例対象被保険者等(地方税法第703条の5の2第 2項に規定する特例対象被保 険者等をいう。以下同じ。) である場合における第9条、 第11条及び前条の規定の適用 については、第9条第1項中 「規定する総所得金額」とあ るのは「規定する総所得金額 (第16条の2に規定する特例 対象被保険者等の総所得金額 に給与所得が含まれている場 合においては、当該給与所得 については、所得税法(昭和 40年法律第33号) 第28条第2 項の規定によって計算した金 額の100分の30に相当する金 額によるものとする。次項に おいて同じ。)」と、「同条 第2項」とあるのは「地方税 法第314条の2第2項」と、 前条第1号中「総所得金額」 とあるのは「総所得金額(次 条に規定する特例対象被保険

者等の総所得金額に給与所得

した金額は、当該被保険者を 使用する事業所の事業主から 徴収する。

(特例対象被保険者等に係る 国民健康保険税の課税の特 例)

第16条の2 保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所 属者が特例対象被保険者等(地方税法第703条の5の2第 2項に規定する特例対象被保 険者等をいう。以下同じ。) である場合における第9条、 第11条及び前条の規定の適用 については、第9条第1項中 「規定する総所得金額」とあ るのは「規定する総所得金額 (第16条の2に規定する特例 対象被保険者等の総所得金額 に給与所得が含まれている場 合においては、当該給与所得 については、所得税法第28条 第2項の規定によって計算し た金額の100分の30に相当す る金額によるものとする。次 項において同じ。)」と、「 同条第2項」とあるのは「地 方税法第314条の2第2項」 と、前条第1号中「総所得金 額」とあるのは「総所得金額 (次条に規定する特例対象被 保険者等の総所得金額に給与

所得が含まれている場合にお

字句の削除

が含まれている場合において は、当該給与所得について は、所得税法第28条第2項の 規定によって計算した金額の 100分の30に相当する金額に よるものとする。次号及び第 3号において同じ。)」とす る。

いては、当該給与所得につい ては、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額 の100分の30に相当する金額 によるものとする。次号及び 第3号において同じ。)」と する。

(保険税の減免)

第18条 (略) 2及び3 (略) (保険税の減免)

第18条 (略) 2及び3 (略)

らず、災害その他やむを得な い理由により同項本文に定め

る期限までに同項の規定によ る申請をすることができない と市長が認める場合には、減 免を受けようとする者は、そ の理由がやんだ日から6か月

以内に限り、同項の規定によ る申請をすることができる。

<u>5</u> (略)

4 第2項本文の規定にかかわ 項の追加

(略)

項の繰下げ

則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の3及び第5条の4の 規定は令和2年1月1日から、改正後の第18条第4項の規定は同年2月1日 から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対する傷病手当金の支給及び 国民健康保険税の減免に係る申請期間の特例について定めるため、所要の改 正をするものである。